

令和 7 年 2 月号

市場事務所便り

社会保険労務士 市場 敬將



〒381-1221
長野市松代町東条 3116-3
電話:026-278-3555 FAX:026-278-3540
e-mail:ima@ichiba-sr.com URL:www.ichiba-sr.com

令和 7 年年金改正のゆくえ ～社会保障審議会年金部会における議論の整理



◆ 5 年に一度の年金財政検証

令和 6 年は、5 年に一度の年金財政検証を行う年で、同年 12 月 25 日に社会保障審議会年金部会における報告書が公表されました。令和 7 年の年金制度改正は、主に下記課題への対応を大きな柱に議論されてきました。

- ・平均寿命・健康寿命の延伸や家族構成・ライフスタイルの多様化、女性・高齢者の就業拡大、今後見込まれる最低賃金の上昇・持続的な賃上げという社会経済の変化に対応する観点から取り組むべき課題
- ・年金制度が有する所得保障機能の強化の観点から取り組むべき課題

◆ 令和 7 年年金制度改正の具体的内容（目次）

- 1 被用者保険の適用拡大
- 2 いわゆる「年収の壁」と第 3 号被保険者制度
 - ① いわゆる「106 万円の壁」への制度的対応
 - ② 第 3 号被保険者制度
- 3 在職老齢年金制度の見直し
- 4 標準報酬月額上限の見直し
- 5 基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了
- 6 高齢期より前の遺族厚生年金の見直し等
 - ① 20 代から 50 代の子のない配偶者の遺族厚生年金
 - ② 20 代から 50 代の子のある配偶者の遺族厚生年金
 - ③ 遺族基礎年金（国民年金）
- 7 年金制度における子に係る加算等
- 8 その他の制度改正事項
- 9 今後検討すべき残された課題

- ① 基礎年金の拠出期間の延長（45 年化）
- ② 障害年金

国民年金の基礎年金制度が導入されてから 40 年、社会や経済の状況が大きく変化してきていることに伴い、今回の改正は、被用者保険の適用拡大や在職老齢年金制度の見直しといった従来からの検討項目に加え、遺族年金や基礎年金マクロ調整の早期終了など、大きな見直しとなっています。

今通常国会で審議され改正内容は固まりますが、これまでの年金制度改革の経緯なども押さえておくといよいでしょう。

【厚生労働省 社会保障審議会年金部会「社会保障審議会年金部会における議論の整理」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/12501000/001364986.pdf>

S N S 等に労働者の募集に関する情報を載せる際の注意点

◆労働者の募集広告には、募集主の氏名等の表示が必要

職業安定法では、インターネットや X 等の SNS を含む広告等により、労働者の募集に関する情報等を提供するときは、虚偽の表示または誤解を生じさせる表示をしてはならないこととされています（第 5 条の 4）。

昨今、インターネットで犯罪実行者の募集が行われる事案（闇バイト）が見られ、その中には、通常の労働者募集と誤解を生じさせるような広告等も見受けられることから、厚生労働省は、SNS 等を通じて直接労働者を募集する際には、①募集主の氏名（または名称）、②住所、③連絡先（電話番号等）、④業務内容、⑤就業場所、⑥賃金の 6 情報は必ず表示するよう、事業者呼びかけています。



厚生労働省リーフレット「SNS 等を通じて直接労働者を募集する際は氏名(名称)・住所・連絡先・業務内容・就業場所・賃金を記載しましょう」より

○「住所（所在地）」はどこまで記載すればよいか？

ビル名、階数、部屋番号まで記載する必要があります。

○「連絡先」として何を記載すればよいか？

電話番号、メールアドレスまたは、自社ウェブサイト上に備え付けられた専用の問合せフォームへのリンクのいずれかを記載する必要があります。

○氏名等の情報自体を記載せず、氏名等の情報が記載されている会社ウェブサイトの募集要項等のリンクを記載することでも問題ないか？

会社ウェブサイトの募集要項等のリンクのみでは、そもそも求人であるかどうかも含め、誤解を招く可能性があるため、募集情報を提供する広告等自体に上記6情報を記載する必要があります。

○業務内容、就業場所および賃金については、職業安定法第5条の3や労働基準法第15条で求められるのと同じように詳細を記載する必要があるか？

必ずしも同じである必要はないが、求職者が誤解を生じないように、業務内容や就業場所、賃金について記載する必要があるとしています。例えば、就業場所について、「就業場所の変更の範囲」は記載せず「雇入れ直後の就業場所」のみを示す形や、複数の候補を示し、「応相談」とする形、賃金について、「時給1,500円～」とする形でも、記載があれば、直ちに職業安定法第5条の4違反とはならないと考えられるとしています。

【厚生労働省「労働者の募集広告には、「募集主の氏名（又は名称）・住所・連絡先（電話番号等）・業務内容・就業場所・賃金」の表示が必要です】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1_00006.html

□□□今月のことば □□□



田中 『失敗の本質』が描いているのは、まさにそのフィードバック力や修正力のない日本軍の実情ですね。まだやれる、まだやれると、ただただ進みつづけて、最後は玉砕してしまう。そもそも一つ一つの作戦の「目的」もはっきりしないから、フィードバックの掛けようもない。

松岡 軍事上の重要拠点のことを「コマンドィング・ハイツ」というふうに言うのですが、欧米の軍事作戦では、これを絶対に握ろうとする。

つまり一番有利な地政学的なポジションをとる。ガダルカナルでもアッツでもレイテでも、アメリカはまずコマンディング・ハイツを決めて、そこを抑えるために兵力を投入していく。そうやって戦闘の行動目的をはっきりさせる。日本の場合は、場当たりの兵力投入をくりかえし、追い込まれると、全員がかりで玉砕するということばかり。

※『失敗の本質』・・・ノモンハン事件、ミッドウェー作戦、ガダルカナル作戦、インパール作戦、レイテ海戦、沖縄戦についての日本の失敗の原因を検証した書籍。

P.S. 現在の日本は明確な「目的」を持っているのでしょうか。

『昭和問答』

著 田中 優子・松岡 正剛

❀❀❀事務所よりひとこと❀❀❀



2月といえば・・・節分です！！

今年は暦の調整により、2月3日ではなく、2月2日が節分となりました。

私は一年のイベントとして、お正月と同じくらい節分を楽しみにしています。我が家では、母が鬼役になり、家の外から窓を叩き「鬼だぞお！！！」と脅かし、それに対して近所にも聞こえる声で「鬼は外！福は内！福は内！」と景気づけて豆まきをするのが恒例です。近年では、秋田県の男鹿半島のなまはげたちが、子どもたちを怖がらせすぎてはいけないという理由から、本来の迫力を抑えているようですが、我が家では妥協を許しません。邪気を払い、家族の無病息災を願う節分行事ですので、伝統文化として、家族行事として、今年も全力で臨みました。

そして、もう一つのお楽しみ。海鮮巻き、サラダ巻き、トンカツ巻き、たらこ巻き等々、バリエーション豊富な我が家の手作りのり巻きは絶品です。こちらも全力で頬張り、立春の日に喜びを感じることができました。

皆様の元にも沢山の福が訪れますように！福は～～内！！（中澤）

